

カネミ油症被害者救済法の成立にあたって

2012年9月9日

全国医団体連合会

公害環境対策部長 野本 哲夫

1968年に発生したカネミ油症事件の被害者救済法が、8月29日の参院本会議で全会一致で可決、成立した。法案は全党派による議員立法として提案されたもので、健康実態調査に協力した認定患者らに生活支援金として、国と原因企業であるカネミ倉庫から24万円が支給される。

付帯決議には、診断基準を見直すことや、救済策を検証する関係省庁、カネミ倉庫、被害者による定期協議を設けることなどが盛り込まれた。

カネミ油症事件は、カネミ倉庫が製造した食用油にPCBやダイオキシン類が高濃度に混入したことによって起きた、国内最大の食品中毒（公害）事件である。しかし、他の公害事件と異なり、被害者を救済する法律はなく、国などによる公的な支援策も何ら実施されて来なかった。発生から44年、被害者が切実に求めている法制化による公的な救済が実現したことは大きな前進である。

同時に、救済法は、国に救済策を実施する責務があると明記しているにもかかわらず、被害者が強く求めている医療費の公的負担は盛り込まれず、現状通りカネミ倉庫経由での間接的な支給方法が継続される。また、発生時、14,000人に上る健康被害の届出があったとされているが、認定患者は今年3月末現在で1,966人で生存者は1,370人にすぎない。認定基準が緩和されても支援金の支給対象は2,000人程度にとどまると推定される。

被害は、汚染油を直接食した第一世代だけでなく二世、三世にも顕れ、被害者は依然として、治療法のない種々の症状や全身にわたる病気で苦しめられている。政府は、国が被害の発生・拡大を防止できず、発生後も対策を怠ってきた責任をふまえ、救済法の付則に盛り込まれた3年後の見直しに向けて、未認定患者を含むすべての被害者の救済や医療費の公費負担を実施すべきである。